

「令和6年2月定例岡山市議会提出議案」の 一部訂正について

令和6年2月14日に広報連絡した「令和6年2月定例岡山市議会提出議案のうち未配布議案の配布について」のうち、令和6年2月定例岡山市議会に提出される甲第15号議案につきまして、次のとおり一部訂正します。

1 訂正箇所

「令和6年度岡山市事業会計予算書及び予算に関する説明書」のうち、令和6年度岡山市病院事業会計予算書646ページの一部について、別紙のとおり訂正します。

【問い合わせ先】

岡山市 財 政 課	粕山・中山	直通086-803-1194	内線4410・4415
医療政策推進課	金安・松原	直通086-803-1636	内線5820・5821
総務法制企画課	足羽・栗尾	直通086-803-1081	内線4450

(誤)

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用及び医業外費用の間の流用

(正)

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療棟改造事業	80,000	普通貸借又は証券発行	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、企業財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還を行い、あるいは借換えを行うことができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用及び医業外費用の間の流用